

令和 6 年 9 月 11 日
常務理事会決定

研究環境整備の方針

1. 研究の諸活動、特に栄養及び食品と健康に関する研究と実践に必要な研究費、研究室、その他の環境を確保し、教員や学生が利用しやすく、安全に配慮した研究環境の整備に努める。
2. 公正な研究活動の推進のため、関係法令、ガイドライン、及び学内諸規程に基づく研究費の適正な執行管理を行う。
3. 補助金等の外部資金による研究活動を推進するための支援を行う。
4. 自治体及び地域社会や経済産業界との連携を図り、地域及び社会課題の解決につながる研究を推進できるよう支援を行う。